

# 松山市建設工事等に係る契約事務取扱要綱

松山市要綱第34号  
平成20年3月28日

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札（第2条—第12条）
- 第3章 指名競争入札（第13条—第19条）
- 第4章 隨意契約（第20条—第22条）
- 第5章 契約の締結、履行等（第23条—第42条）
- 第6章 雜則（第43条・第44条）

## 付則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、松山市契約規則（平成20年規則第11号。以下「契約規則」という。）第68条の規定に基づき、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託業務をいう。以下同じ。）に係る契約事務に關し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 一般競争入札

#### （対象建設工事等）

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）については、一般競争入札実施要領（平成18年4月1日制定）第2条の定めるところによる。

#### （建設工事等の公表）

第3条 一般競争入札の執行前の公表については、松山市建設工事等請負契約関係事務の適正化に関する事務取扱要綱（平成16年要綱第29号）第4条の定めるところによる。

#### （入札の方法等）

第4条 契約規則第7条の入札書の様式は、第1号様式とする。

2 電子入札システムによる一般競争入札については、松山市電子入札運用基準（平成19年10月1日制定）の定めるところによる。

#### （入札参加資格）

第5条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定める場合は、契約の内容等を総合的に勘案の上、発注する建設工事等ごとに次の各号に定め

る事項の全部又は一部を設定することができる。

- (1) 契約規則第3条第2項の規定による審査の結果、有資格者名簿に登載され、かつ、当該工種又は業種についての登録が認められた者であること。
- (2) 松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）の規定による入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 次のいずれかの条件に関し、市長が当該建設工事等の施工又は履行に際し必要と認めて設定した入札参加資格を満たす者であること。
  - ア 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
  - イ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録
  - ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録
  - エ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録
  - オ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録
  - カ 当該建設工事等と同種工事の施工実績又は同種業務の履行実績及び技術者の配置等
  - キ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果（当該建設工事の工種に対応した建設工事の種類に係る総合評定値とする。）
  - ク 本市に本店、支店又はこれに準じる事業所を有していること。
  - ケ 松山市建設工事等競争入札参加者の等級及び選定基準に関する要領（平成19年3月1日制定）に基づき格付を受けていること。
  - コ 当該建設工事等に対応する同種工事の工事成績又は同種業務の業務成績
  - サ その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

#### （入札参加資格の申請）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者の資格の申請及び確認については、一般競争入札実施要領第6条及び第7条の定めるところによる。

#### （入札参加資格の喪失）

第7条 当該建設工事等に係る入札参加資格を満たす者が資格確認後において次のいずれかに該当するときは、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 第5条に規定する入札参加資格のうち、公告において定めた入札参加資格を満たさないこととなったとき。
  - (2) 審査申請書に虚偽の記載をしたとき。
- 2 市長は、前項の場合において、入札参加資格を喪失した者に対し、当該建設工事等に係る入札に参加することができない理由を付して通知しなければならない。

#### （委任状）

第8条 契約規則第8条第1項の委任状の様式は、第2号様式とする。

#### （入札の辞退）

第9条 入札参加者は、入札を辞退しようとする場合は、市長に入札辞退届を提出しなければならない。

2 市長は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを行わないものとする。

(落札者の決定)

第10条 一般競争入札の落札者の決定については、一般競争入札実施要領第10条の定めるところによる。

(再入札)

第11条 市長は、一般競争入札を実施した場合において、次のいずれかに該当するときは、再入札を行うことができる。

(1) 一般競争入札実施要領第9条の規定に該当したとき。

(2) 入札執行後、一般競争入札実施要領第7条の規定に基づき資格審査を行った結果、資格があると認められた者がなかったとき。

2 前項の規定にかかわらず、落札者が決定しない場合は、市長が定める契約方法により落札者を決定することができる。

(設計図書)

第12条 金抜設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書」という。）は、市長が定める期間及び場所において閲覧できるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に設計図書の閲覧の方法を定めることができる。

3 設計図書に対する質問及び回答については、一般競争入札実施要領第11条の定めるところによる。

### 第3章 指名競争入札

(対象建設工事等)

第13条 指名競争入札の対象となる建設工事等は、一般競争入札実施要領第2条に規定する金額未満のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた案件については、この限りでない。

### 第14条 削除

(見積期間)

第15条 建設工事等を指名競争入札に付するときは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間を設けるものとする。ただし、建設工事に係る委託業務のうち市長が特に必要と認める案件については、この限りでない。

(指名業者の選定)

第16条 市長は、有資格者名簿の中から、松山市建設工事等競争入札参加者の等級及び

選定基準に関する要領第4条に定めるほか、次に掲げる事項を考慮し建設工事等の指名業者を選定するものとする。

- (1) 登録業種及び格付
- (2) 所在地区分
- (3) 地域要件
- (4) 同種の建設工事等の実績
- (5) 選定回数
- (6) その他特に留意する必要があると認められる事項  
(指名業者数)

第17条 1件の指名競争入札において指名する有資格者の数は、松山市建設工事等請負契約関係事務の適正化に関する事務取扱要綱第2条及び松山市建設工事等競争入札参加者の等級及び選定基準に関する要領第4条の定めるところによる。

(落札者の決定)

第18条 第10条の規定は、建設工事の指名競争入札の落札者の決定について準用する。

2 建設工事に係る委託業務については、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者として決定する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第3条、第4条、第5条第1号及び第2号、第8条、第9条、第11条第1項第1号及び第2項並びに第12条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

#### 第4章 隨意契約

(見積書の徴収)

第20条 契約規則第30条の見積書の様式は、第3号様式及び第3号様式の2とする。

2 契約規則第30条ただし書の2人以上の者から見積書を提出させることができない相当の理由がある場合とは、おおむね次の場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (2) 災害その他の理由により急を要するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、2人以上から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

(随意契約の相手方の決定)

第21条 隨意契約の相手方は、見積書を提出した者の中から決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、見積書を提出した者が1人の場合は、予定価格の制限の範囲内の見積であることを確認した上で、契約の相手方として決定することができる。

(競争入札に関する規定の準用)

第22条 第5条第1号及び第2号、第8条、第12条、第15条並びに第16条の規定は、随意契約の場合に準用する。

#### 第5章 契約の締結、履行等

(建設工事等の契約依頼等)

第23条 予算所管課の長は、建設工事等の契約を契約課に依頼しようとするときは、技術管理課において設計図書の審査を受け、支出負担行為伺書（第4号様式）又は単価契約伺書（第5号様式）により決裁を受けた後、契約課に提出するものとする。

2 契約規則第27条に規定する工事又は製造の請負契約を行おうとするときは、見積工事伺書（第4号様式の2）により決裁を受け、予算所管課において執行するものとする。

(契約方法の決定)

第24条 建設工事等を競争入札等に付そうとするときは、契約方法決定書（第6号様式）により契約方法を決定しなければならない。ただし、前条第2項に該当する場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第25条 契約保証金に代わる担保は、契約規則第41条第1項第1号から第3号までに掲げるものを併用することはできないものとする。

(契約締結)

第26条 契約の相手方が決定したときは、契約締結書（第7号様式）及び支出負担行為書により決裁を受けた後、契約を締結するものとする。ただし、建設工事等の単価契約にあっては、単価契約締結書（第8号様式）により決裁を受けた後、契約を締結するものとする。

2 第23条第2項に該当する場合は、支出負担行為書により決裁を受けた後、契約を締結するものとする。

(契約書等の様式)

第27条 契約規則第37条の契約書は、建設工事にあっては工事請負契約書（第9号様式）、建設工事に係る委託業務（土木）にあっては土木設計業務等委託契約書（第10号様式）、建設工事に係る委託業務（建築）にあっては建築設計業務委託契約書（第11号様式）、建設工事に係る監理業務の委託にあっては工事監理業務委託契約書（第12号様式）とする。

2 契約規則第39条第2項の請書の様式は、第13号様式とする。

(建設工事等の着手)

第28条 市と契約を締結する者（以下「契約者」という。）は、市長が特にその期間を定めた場合を除くほか、契約締結後、速やかに建設工事等に着手しなければならない。

2 前項の規定により建設工事等に着手しようとするときは、直ちに着手届（第14号様式）を提出しなければならない。

3 契約者の責めに帰することができない理由により第1項に規定する期間内に建設工事等に着手することができないと認められるときは、市長に対して着手時期の延期を求めることができる。

(工程表等の提出)

第29条 契約者は、特に指示されたものを除くほか、建設工事等については工程表を、市長が特に必要と認めた建設工事等については内訳明細書を契約締結後速やかに提出しなければならない。

2 契約者は、契約規則第48条の規定により契約内容が変更されたため契約金額に増減があったときは必要に応じて内訳明細書を、契約期間に伸縮があったときは工程表を改めて提出しなければならない。

3 市長は、前2項の工程表及び内訳明細書に不適当と認めるものがあるときは、期日を定めてこれを改めさせなければならない。

(契約者の義務)

第30条 契約者は、契約の履行について、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

2 契約者は、市長が指名した監督員の指示に従わなければならない。

(下請通知書)

第31条 契約規則第61条第2項の書面は、工事下請通知書（第15号様式）又は再委託通知書（第15号様式の2）とする。

2 契約者は、前項の工事下請通知書又は再委託通知書の内容に変更がある場合は、工事下請変更通知書（第16号様式）又は再委託変更通知書（第16号様式の2）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の工事下請通知書又は再委託通知書の一部又は全部を取り下げる場合は、工事下請取下通知書（第17号様式）又は再委託取下通知書（第17号様式の2）を市長に提出しなければならない。

(在品使用)

第32条 設計書又は仕様書中「在品使用」とあるものは、契約締結と同時にその物件の引渡しを終了したものとみなす。

(図面と工事現場の状態とその不一致等の場合の処置)

第33条 建設工事施工に当たり、図面と工事現場の状態とが一致しない場合、設計書、仕様書又は図面に誤り若しくは脱落がある場合又は地盤等について予期することのできない状態が発見された場合においては、契約者は直ちに監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

(建設工事等の変更中止等)

第34条 市長は、契約規則第48条の規定により建設工事等の内容を変更し、又は履行の全部若しくは一部を一時中止する場合において、契約金額を増減し、又は契約期間を伸縮する必要があるときは、工事変更契約書（第18号様式）を作成しなければならない。

2 市長は、契約規則第39条第2項の規定により提出された請書の内容に変更があるときは、契約者から工事変更請書（第19号様式）を提出させるものとする。

- 3 第1項の場合における変更後の契約金額は、契約規則第48条第5項に規定する式により算出した額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、金額の増減を伴わないものについては、この限りでない。
- 4 市長は、第1項に規定する場合において、建設工事等の全部又は一部について一時中止を指示したときは、その一時中止の期間に相当する日数は、契約期間を延長することができる。
- 5 市長の指示に従わないと認め建設工事等の中止を命じた場合は、前項の規定は適用しない。

（前金払）

第35条 契約者は、令附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項の規定により前金払を受けようとするときは、落札決定時にその旨を申し出なければならない。

- 2 前金払は、建設工事にあっては、設計金額が200万円を超えるものについて行い、その額は、契約金額の4割以内の額とし、建設工事に係る委託業務にあっては、設計金額が100万円以上のものについて行い、その額は、契約金額の3割以内の額とする。
- 3 工事監理業務委託については、前金払を請求することができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 前金払の額は、5万円未満の端数のない額とする。
- 5 契約者は、前金払を受けようとするときは、契約規則第41条第1項第3号に規定する保証事業会社の保証証書を添付し、市長の定める手続に従って請求するものとする。
- 6 契約者は、前項の規定による保証証書の添付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講じることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を添付したものとみなす。
- 7 建設工事等の変更により著しい契約金額の増減を生じた場合において、既に当初の契約に基づき前金払を完了しているときは、市長において、第2項に規定する額まで前金払の額を増額又は減額することができる。
- 8 前金払は、予算の都合により分割若しくは減額し、又はこれを行わないことができる。
- 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前金払した額の全部又は一部を当該契約者から返納させるものとする。この場合において、返納すべき額に対して、返納期限日から、返納の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の利息を付して返納させることができる。
  - (1) 前払金を当該建設工事等以外の目的に使用したとき。
  - (2) 契約者が義務履行しないとき。

(3) 保証契約が解約されたとき。

10 前金払後において工期、履行期間又は金額に変更を生じたときは、契約者は、直ちに保証契約を変更して変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

11 契約者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講じることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を出したものとみなす。

(債務負担行為及び継続費に係る前金払)

第36条 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年度以上にわたる建設工事等の前金払には、前条第2項中「契約金額」とあるのは「各会計年度の出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を適用する。

2 債務負担行為等に係る建設工事等において翌年度以降の前金払を受けようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たしていかなければならない。

(1) 前金払は、建設工事にあっては総額で契約金額の4割を、建設工事に係る委託業務にあっては総額で契約金額の3割を超えて行うことができない。

(2) 当該会計年度の前金払は、出来高が前会計年度の出来高予定額に達するまで、支払いを行うことができない。

3 国庫補助事業の予算執行として特に必要がある場合又はその他特別の事由があると認められる場合は、前条第2項の限度額を適用しないことができる。

4 契約者は、第2項に規定する前金払を受けようとするときは、工事等出来高報告書（第20号様式）を工事担当課へ提出し、工事担当課は、工事等出来高報告書を確認後、工事等出来高確認報告書（第21号様式）を契約課へ提出しなければならない。ただし、第38条第4項の規定による工事出来高内訳書の作成及び検査が行われているときは、当該工事出来高内訳書をもって工事等出来高報告書に代えることができる。

(中間前金払)

第37条 契約者は、令附則第7条及び地方自治法施行規則附則第3条第3項の規定により中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定申請書（第22号様式）及び工事履行報告書（第23号様式）を工事担当課へ提出し、工事担当課は報告書を確認後、契約課から中間前金払認定通知書（第24号様式）により認定を受けなければならない。

2 中間前金払は、設計金額が200万円を超え、かつ工期が90日以上の建設工事で、既に当初の前金払がなされているものに限り行うものとし、その額は、契約金額の2割以内の額とする。ただし、総額で契約金額の6割を超えて行うことができない。

3 既済部分払の請求をした後にあっては、中間前金払を請求することができないものとする。

4 債務負担行為等に係る契約については、各会計年度の出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

5 第35条第4項から第11項までの規定は、中間前金払について準用する。

(既済部分に対する支払)

第38条 契約規則第59条の規定により建設工事等の既済部分の支払をするときは、市長は、検査を行い、契約規則第65条第5項に定める調書に基づいて次の区分により既済部分の10分の9以内で支払いをするものとする。ただし、工事に係る委託の既済部分の支払いをするときは、次の区分にかかわらず、3回以内とする。

- (1) 契約金額が500万円以上1,000万円未満のとき 1回
- (2) 契約金額が1,000万円以上5,000万円未満のとき 2回以内
- (3) 契約金額が5,000万円以上のとき 3回以内。ただし、5,000万円を増すごとに1回を加えることができる。

2 前項の規定により支払をしようとする場合は、既済部分が単年度工事等にあっては契約金額の、債務負担行為等に係る建設工事等にあっては出来高予定額の10分の2を超えた場合とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 契約者が第1項の規定により支払を受けようとするときは、工事等請負金一部支払請求書(第25号様式)を工事担当課へ提出しなければならない。

4 工事担当課は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、支出要件を契約課に確認の上、工事出来高内訳書又は既履行部分内訳書を作成し、技術管理課において検査の後工事等出来高確認報告書を契約課に提出しなければならない。

5 中間前金払と既済部分払の選択は、契約者が行うものとする。ただし、債務負担行為等における各年度末の既済部分払にあっては、この限りでない。

(建設工事の委託)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、国、県その他の法人に建設工事を委託することができる。

- (1) 建設工事が高度の技術を要するとき。
- (2) 建設工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
- (3) 建設工事の規模が著しく大きいとき。
- (4) 国、県、その他の法人の所管に係る建設工事と合併し、又はこれと関連して執行する必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に必要があるとき。

(建設工事の受託)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、建設工事を受託することができる。

- (1) 市所管に係る建設工事と合併し、又はこれと関連して執行する必要があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が実施することが公益上特に必要があるとき。

(部分使用)

第41条 市長は、契約規則第57条第1項の規定による部分使用をしようとするときは、

部分使用に関する依頼書（第26号様式）により契約者に依頼し、部分使用に関する承諾書（第27号様式）により当該契約者の承諾を得るものとする。

（検査及び引渡し）

第42条 契約規則第67条第1項の書面は、完成届（第28号様式）又は完了届（第29号様式）とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事目的物について、設計図書で工事の完成に先立って引き渡すこととされている部分が完成した場合において、当該部分を引き渡すときにおける書面は、指定部分完成届（第30号様式）又は指定部分完了届（第31号様式）とする。

## 第6章 雜則

（標準様式）

第43条 この要綱で定める様式は、標準様式とし、市長が必要と認める範囲において変更して使用することができる。

（委任）

第44条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の公告又は通知に係る契約については、第1条の規定による改正後の松山市物品購入等に係る契約事務取扱要綱の規定、第2条の規定による改正後の松山市委託業務に係る契約事務取扱要綱の規定及び第3条の規定による改正後の松山市建設工事等に係る契約事務取扱要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。